

ブランド七ヶ浜認定基準

1 認定の対象となる地場産品

認定の対象となる地場産品は、町内で生産または製造・加工された農林水産物及び工芸品など、以下の分類に該当するものとする。

番号	大区分	小区分
01	食品	01 菓子類、02 飲料、03 米・パン・麺類、04 加工品類、05 魚介類、06 肉類、07 野菜・果物類、08 酒類、99 その他の食品類
02	工芸品等・その他	01 鋳物・金工品類、02 木工品・漆器類、03 玩具類、04 衣類(染・織物含む)、05 生活関連用品類、99 その他の工芸品等

※分類コードの例 加工品類→0104

2 認定要件

以下の3区分により、認定要件を定める。

区分	項目	要件
安全性・継続性	すべての要件を満たすこと (必須要件)	(1) 法令順守、品質管理によって安全性が確保されているもの (2) 人体に悪影響を及ぼさない安全なもの (3) 食品は、健康面に配慮されたもの (4) 季節限定品・数量限定品を除き、継続的に商品を生産または製造を行っているもの
地域性・郷土性	いずれか一つの要件を満たすこと (選択要件)	(1) 本町の海などの地域資源から生まれたもの (2) 本町の素材や資材等を活用しているもの (3) 本町の伝統的な技術や調理法等が活用されているもの (4) 本町の歴史や文化、地域資源に関連するもの
信頼性・優位性	将来的な目標として、望ましいもの (目標要件)	(1) 品質の高さを保証する客観的な事実(各種受賞歴等)があるもの (2) 特徴的で話題性があり、他の類似商品より優位性のあるもの